

事 務 連 絡
平成 3 0 年 1 0 月 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市認定こども園担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局特別支援教育課
初等中等教育局健康教育・食育課

学校に設置している遊具の安全確保について

平成 3 0 年において、別添のとおり遊具に起因する事故が複数発生し、別紙 1、別紙 2、別紙 3 のとおり、国土交通省から各都道府県及び指定都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されておりますので、参考のため送付します。

学校に設置している遊具については、従来、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いします。

については、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いします。

【問合せ】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
tel : 03-5253-4111(2917)
fax : 03-6734-3794

事 務 連 絡
平成 3 0 年 3 月 2 9 日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 課長補佐

公園施設の安全管理の強化について

平成30年2月5日（月）午後4時頃、総合公園内において、小学4年生の女兒が滑り台を滑降中に減速しようとして側面上部を掴もうとした際、滑走面外側と支持金具の間に指が引っかかり、親指を骨折する事故が発生したので、別添のとおりお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では「4－1 計画・設計段階（4）遊具の構造」において、「遊具の構造については、（中略）以下のような安全対策を講ずる。①絡まり・引っかかり対策 衣服の一部などが絡まったり、身体が引っかかるでっぱり、突起、隙間などを設けない。突起の形状に留意し、埋め込み、ふたを被せるなど工夫をする。」としている。

都市公園の安全管理にあたっては、平成 26 年 6 月に指針の改訂を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれては、指針の内容を踏まえ、計画・設計段階におけるハザードの除去や日常点検等の確実な実施を図るとともに、類似施設の設置状況等を確認するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

■発生日時 平成 30 年 2 月 5 日（月）

■発生公園 総合公園

- 状 況
- ・小学 4 年生の女兒が滑り台を滑降中に減速しようと側面上部を掴もうとした際、滑走面外側と支持金具の間に指がひっかかり、親指を骨折する事故が発生した。
 - ・事故発生後、施設を使用中止にするとともに、類似遊具も使用中止にした。
 - ・滑り台は、平成 26 年 12 月に設置。

■事故関連写真



滑走面外側と支持金具
の隙間

事 務 連 絡
平成 3 0 年 5 月 1 8 日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官

公園施設の安全管理の強化について

平成 30 年 4 月 8 日（日）午後 5 時 20 分頃、運動公園内において、9 歳男児がターザンロープで遊んでいたところ、ワイヤーと支柱を繋ぐ金具のボルト穴が摩耗によって広がっていたことにより、当該金具が支柱から外れて落下し、腕及び足に打撲を負う事故が発生したので、別添 1 のとおりお知らせする。

また、同年 5 月 3 日（木）午後 1 時 10 分頃、街区公園内において、複合遊具の円筒型ジム部分で遊んでいた 3 歳女児が落下し、地面に露出していたコンクリート基礎部分に頭部を打ちつけ、骨折する事故が発生したので、別添 2 のとおりお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（以下、「指針」という）では、「4－3（1）点検手順に従った確実な安全点検」において、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」としており、「4－3（1）点検手順に従った確実な安全点検」の解説「②安全点検の種類 c. 定期点検」において、「通常外観から確認できない重要な部材について、テストハンマーを用いた打診による異常の察知などにより、次の定期点検までの安全が確保できる状態であるかなどに着眼し、確認する必要がある。」としている。

また、「4－1（3）遊具の配置及び設置面への配慮」において、「遊具は、落下・転倒の際に受ける衝撃が大きいコンクリートやアスファルトなどの硬い設置面には配置しない」、「4－4（2）安全管理の啓発と指導」において、「安全確保に関する情報提供の方法には、遊具の利用対象年齢に関する情報等の公園での掲示のほかに、子どもと保護者の自己責任において注意する必要がある事項等をまとめたパンフレットの作成や地方公共団体発行の広報紙への掲載、幼稚園・保育所、児童館、学校など子どもに関わる施設、地元自治会への指導協力依頼などがある」としている。

貴職におかれては、指針の内容を踏まえ、日常点検等の確実な実施を図るとともに、類似施設の設置状況等を確認するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

■発生日時 平成 30 年 4 月 8 日（日）

■発生場所 人口 10 万人以下の都市

■発生公園 運動公園

- 状 況
- ・9 歳男児がターザンロープで遊んでいたところ、ワイヤーと支柱を繋ぐ金具（以下、「固定金具」という）のボルト穴が摩耗によって広がっていたことにより、固定金具が支柱から外れて落下し、腕及び足に打撲を負う事故が発生した。
 - ・固定金具の摩耗箇所は、直近に行った定期点検では発見されなかった。
 - ・固定金具は当該遊具設置（平成 6 年）以降、交換された記録は残されていなかった。
 - ・事故発生後、公園内の全遊具を使用禁止するとともに、市内の同種遊具も使用中止とし、点検により安全が確認できたものから使用再開することとした。

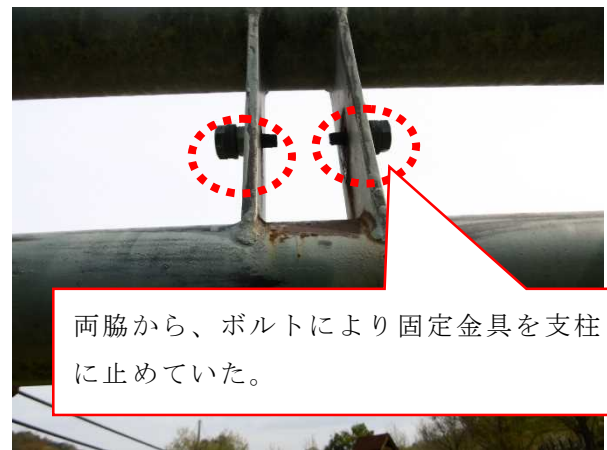
■事故関連写真



左上：遊具全景

右上：固定金具が外れた箇所

右下：破損した固定金具



両脇から、ボルトにより固定金具を支柱に止めていた。



金具が外れた方向

ボルト穴

摩耗によりボルト穴が広がり、固定金具が支柱から外れた（反対側も同様の状況）

【事故の概要】

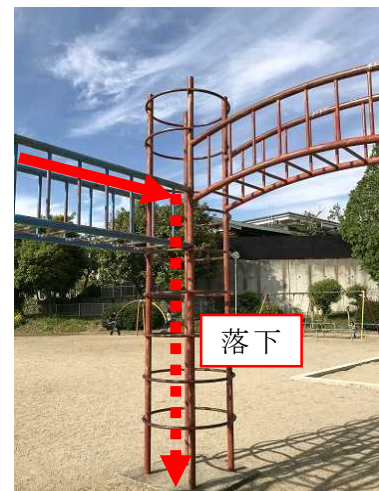
■ 発生日時 平成 30 年 5 月 3 日（木）

■ 発生場所 人口 10 万人以下の都市

■ 発生公園 街区公園

- 状 況
- ・ 3 歳女兒が、複合遊具で遊んでいたところ、円筒型ジム内において、90 度体を右に向ける際、添えていた左手が滑り、同時に支えていた右手も放したことから支えを失い、約 3m の高さから落下し、地面に露出していたコンクリート基礎部分に頭部を打ちつけ、骨折する事故が発生した。
 - ・ 幼児にとっては、円筒形ジムの直径が大きいことから、事故発生時と同様の動きを取った際、部材に手が届かない恐れがあった。なお、公園内において遊具の利用対象年齢に関する情報等の掲示はなかった。
 - ・ 事故発生後、当該遊具の使用を停止。
 - ・ 市内の他の公園に今回事故の発生した遊具と同様の構造の遊具がないか、確認作業を実施予定。

■ 事故関連写真



左上：遊具全景
右上：円筒型ジム部分
右下：円筒型ジム基礎



事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 3 日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官

公園施設の安全管理の強化について

平成 30 年 7 月 31 日（火）午後 12 時 30 分頃、街区公園内において、7 歳女兒がジャングルジムから落下した際、鋼鉄製柱の天板部分に腹を打ち、内臓損傷を負う事故が発生したので、別添のとおりお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（以下、「指針」という）では、「4-1（4）遊具の構造」において、①絡まり・ひっかかり対策として「衣服の一部などが絡まったり、身体がひっかかるでっぱり、突起、隙間などを設けない」、③落下対策として「頭部骨折などの重大な事故につながるおそれがあるため注意する」としている。

当該遊具は、指針策定前の昭和 47 年に設置されたものであるが、落下が予想される場所に鋼鉄製柱が突き出ているという構造は、重大な事故につながる物的ハザードとして対応を検討すべきであり、定期点検等においては、劣化の進行状況のみでなく、遊具の構造についても指針を参考として確認し、事故の防止に努められたい。

貴職におかれては、指針の内容を踏まえ、日常点検等の確実な実施を図るとともに、類似施設の設置状況等を確認するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

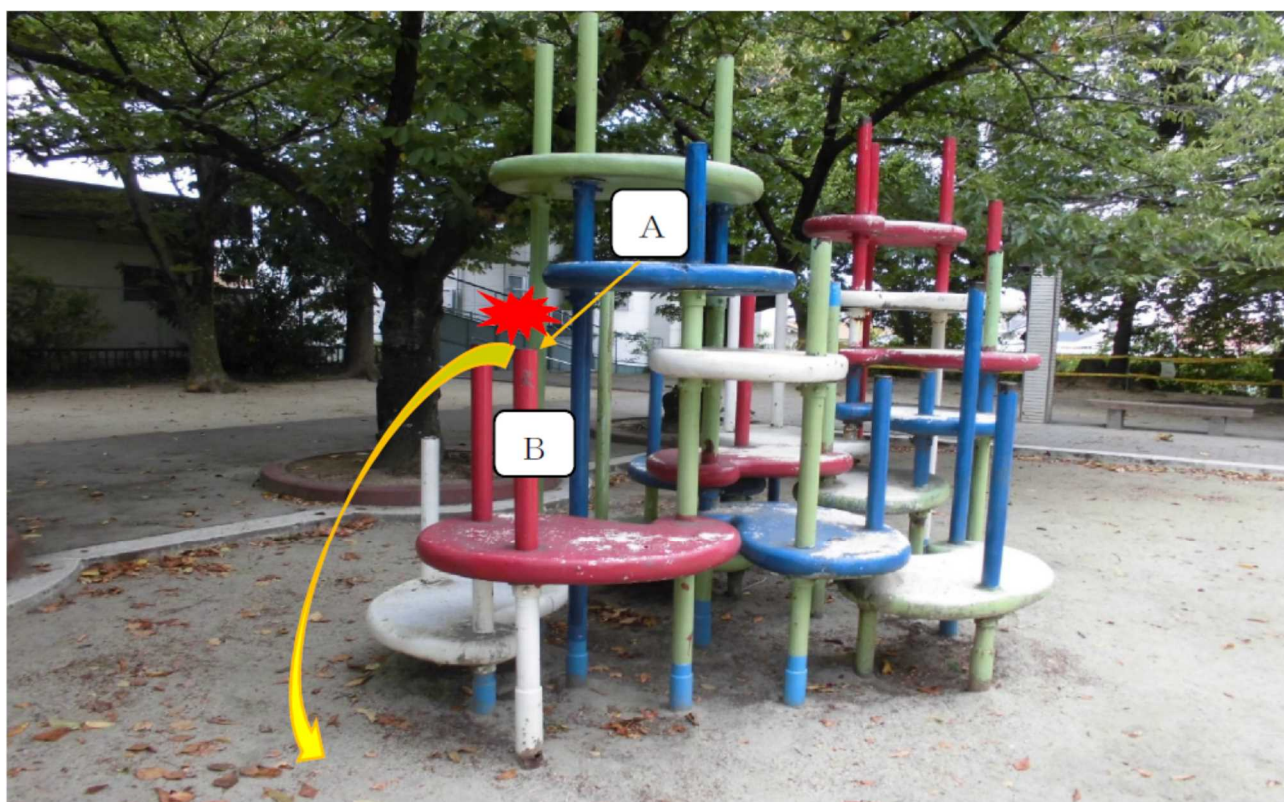
■発生日時 平成 30 年 7 月 31 日（火）

■発生場所 人口 50 万人以下の都市

■発生公園 街区公園

- 状 況
- ・7 歳女兒が、ジャングルジムのコンクリート製デッキから、斜め下方向にある鋼鉄製柱天板部分に手を着いて下に降りようとした際、着いた手が滑り体重がかかった状態で落下。鋼鉄製柱天板部分で腹を打ち、内臓損傷を負う事故が発生した。
 - ・これまで行われた定期点検においては、劣化診断のみにより判定がなされており、遊具の形状に関する点検はされていなかった。
 - ・事故発生後、応急処置としてフェンスバリケードにより囲い、使用禁止とした（同都市内において同類遊具を設置している他 1 箇所も同様）。今後の対応として、当該遊具の撤去を検討中。

■事故関連写真



A 地点から B の鋼鉄製柱天板部分に手を着いて下に降りようとした際、着いた手が滑り、体重がかかった状態で落下。B の天板部分で腹部を打った。